

くらしの情報 VOL.23

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

残り1年です!!

2022年4月1日から 成年年齢が18歳に引き下げられます

飲酒・喫煙はNO! クレジットカードはOK! ……18歳から何ができるの?

令和3年度の高校2年生が3年生になる2022(令和4)年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。親の同意なしにできることが増えますが、それにともない消費者トラブルに巻き込まれることを心配する声もあります。

成年年齢の引き下げによって

18歳(成年)になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆女性の結婚可能年齢が16歳から引き上げられ男女とも18歳に。



20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得

親の承諾なしに自分だけで契約ができる反面、責任もついて回ります。



出典：政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」

困ったときは
すぐに相談!



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

消費者ホットライン

局番なしの **188** (泣き寝入りはイヤヤ!)
※お近くの消費生活センター等につながります。

島根県消費者センター

0852-32-5916

受付時間/日曜~金曜8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜日は電話相談のみで12:00~13:00は休み

島根県消費者センター
石見地区相談室

0856-23-3657

受付時間/月曜~金曜8:30~12:00、13:00~17:00
(祝日・年末年始を除く) ※12:00~13:00は松江につながります。

警察相談専用電話

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜~金曜8:30~17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

◆「成年年齢」はいつから変わるの？

明治時代から約140年間20歳だった成年年齢が民法の改正により2022年4月1日から18歳に引き下げられます。これによって2022年4月1日に18歳、19歳の方はその日に新成人となります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

◆成年に達すると何が変わるの？

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。（前ページ参照）

◆成年に達して一人で契約する際に注意することは？

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、契約の知識や経験が少ないため、消費者トラブルに遭いやすく、注意が必要です。

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「**未成年者取消権**」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。



作：柏屋コッコ

●成人式はどうなる？

成人式の時期や在り方に関しては、法律による決まりはありません。各自治体の判断で成人式は実施されており、多くの自治体では、1月の「成人の日」前後に開催し、その年度に20歳になる方を対象にしています。成年年齢が18歳に引き下げられた後、対象は18歳の方になるのか、変わった場合は高校3年生の1月という受験シーズンに実施していくのか、施行後初となる2022年度（2023年1月）の成人式は、18歳、19歳、20歳の3世代同時に実施するののかといった課題があると指摘されています。今後、成年年齢引下げを見据え、関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめ、各自治体が実情に応じた対応ができるよう取り組んでいく予定です。

出典：政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」

5月は消費者月間です。

今年の消費者月間テーマ「消費」で築く新しい日常」

毎年5月は「消費者月間」です。

消費者月間は、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題について集中的に考え、取り組む期間です。

今年のテーマは、「消費」で築く新しい日常」。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、私たちの生活は大きく一変しました。

これからは、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた行動が求められています。

いま自分にできること。この機会に探してみませんか？

消費者月間関連イベントを開催します

県民の皆様に消費者問題について考えていただけるきっかけとなるよう、毎年5月に関連イベントの開催や啓発展示等を行っています。

実施内容（予定）

- ・商業施設等での啓発イベント
- ・県立図書館での講演会、及び関連展示
- ・島根県庁本庁舎ロビー、松江地方合同庁舎での関連展示

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、変更となる場合があります。

最新情報は、県ホームページからチェック！

https://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/



食品による窒息・誤嚥ごえん事故に注意

毎年、食品を誤嚥し、窒息したことによる死亡事故が発生しています。特に5歳以下の子どもに硬い豆やナッツ等を食べさせることは危険です。窒息・誤嚥事故防止のため、以下のことに注意しましょう。



1

豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせないでください。

2

ミニトマトやブドウなどの球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して柔らかくするなどして、良かんて食べさせましょう。

3

食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。

消費生活に関する情報提供

◆メールによる相談受付

パソコンやスマートフォンから簡単にご相談いただけます。
詳しくは、県消費者センターホームページをご覧ください。
検索または2次元コードをご利用ください。



島根県消費者センター

検索

※その他注意事項は県消費者センターホームページをご覧ください。

▶注意事項

- ・受け付けした相談に対するメール回答は、1回限りです。
- ・メール相談は、24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月曜日から金曜日の8時30分から17時に行います。
- ・相談メールの確認後、概ね1日から2日程度（土日、祝日、年末年始を除く）でメールにて回答します。

消費者問題出前講座 募集中

高齢者サロン、職場研修、
地域防犯活動、学校行事な
どでご活用ください



テーマの一例

- ・最近の消費者トラブル事例（架空請求や訪問販売など）
- ・クーリングオフの方法
- ・高齢者を見守るための心得
- ・賢い消費者の社会行動など
- ・講師の旅費や謝金は不要（寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費の負担をお願いします）。
- ・県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申し込みください。

全国共通の電話番号 消費者ホットライン

☎ 188

最寄りの消費生活センター等につながります。



島根県消費者センター公式YouTubeチャンネル『ZO-chan』開設

島根県消費者センターでは、消費生活に密着した情報をより分かりやすく解説し、幅広い世代の皆様にご感心を持っていただくため、公式YouTubeチャンネル『ZO-chan』を開設しています。ここでしか見られないオリジナル動画を多数配信中！

～チャンネル登録よろしくお祈いします～

公式YouTubeチャンネル
『ZO-chan』
2次元コード



市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市消費生活センター	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0113
江津市消費生活センター	0855-52-7014	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
飯南町住民課	0854-76-2213		

がいこくじんのかいせつ 外国人向け相談窓口を開設しています

しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター（しまね国際センター内）
相談専用ダイヤル 070-3774-9329（通話料はご負担ください）

この広報の内容に関する
お問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
TEL 0852-22-5103

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本紙記事の無断転載はご遠慮ください。
事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。



6言語でご確認いただけます
（日本語、英語、中国語、タガログ語、
ポルトガル語、ベトナム語）

最新の消費生活情報はこちらから



島根県 消費とくらしの安全室

検索